

平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局総務課

人事政策課、公務員高齢対策課、参事官

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 政策等

〔政策名〕

政策 1 国家公務員の人事管理の推進

〔政策の基本目標〕

国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現していくため、公務員が能力を発揮できる環境を整備する。そのために、人事に関する制度を適切に運営し、的確な人事管理を推進する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
国家公務員 種 事務系区分（行 政、法律、経済） 採用者に占める 女性の割合	30%	22 年度	「男女共同参画 基本計画」（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日閣議決 定）で示された政 府全体としての 採用者に占める 女性の割合の目 安を踏まえ、各府 省において多様 な人材の確保・活 用が進められて いるか。	22.4% （66 名 / 295 名中）	25.1% （74 名 / 295 名中）	24.2% （71 名 / 293 名中）
国家公務員の配 置転換の人数	678 人	20 年度	国家公務員の配 置転換、採用抑制 等に関する全体 計画（平成 18 年 6 月 30 日閣議決 定。22 年度まで に 2,908 人が配 置転換の見通し） を着実に達成し、 国家公務員の定 員純減が円滑に 行われているか。	748 人 （内定数。 平成 19 年 4 月 1 日実 施）	783 人 （内定数。 平成 20 年 4 月 1 日実 施）	705 人 （内定数。 平成 21 年 4 月 1 日実施）

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
幹部職員の勸奨退職年齢の計画的な引上げ	平均の勸奨退職年齢を3歳以上	20年度	各府省における平均の勸奨退職年齢が引き上がったか	【20年度】 各府省における取組開始時点における平均勸奨退職年齢は一部の省庁を除き54歳未満の水準であったが、取組終了時点において、同年齢はすべての府省において55歳半ばから59歳近くの水準にまで引き上げられた。		

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告	毎年、国会報告が着実に実施されているか。	毎年度「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」として国会に報告		
人事院勧告に対する政府の取扱方針に基づく一般職給与法及び特別職給与法の改正の状況（法案提出、法案成立時期等）	国家公務員の給与改定を支障なく行うため、国政全般の観点から適正な結論を得て取扱方針を閣議決定し、必要に応じて給与法改正法案を速やかに閣議決定、国会に提出しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告 8月8日 政府の取扱方針決定 10月17日 法案の国会提出 10月27日 	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告 8月8日 政府の取扱方針決定 10月30日 法案の国会提出 11月2日 	<ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告 8月11日 政府の取扱方針決定 11月14日 法案の国会提出 12月2日
人事評価の試行の実施状況及び結果	人事評価の試行が着実に実施され、その結果が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）の施行及び政令の策定までに着実に反映されているか。	これまで数次の試行を実施		
			被評価者	評価者
		第一次試行（18年1月～6月）	約2,000人	約500人
		第二次試行（19年1月～6月）	約9,000人	約2,000人
		第三次施行（19年10月～20年3月）	約7,000人	約19,000人
	リハーサル試行（20年9月～12月）	約265,000人	約44,000人	
上記の試行を踏まえ、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第3号）が平成21年3月6日に公布され、同年4月1日から施行				

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
各種人事交流の実施状況	国と民間、国と地方公共団体、府省等との人事交流が着実に実施されているか。	【実績】			
		18年度	19年度	20年度	
		民間から国への受入	1,058人	1,073人	2,083人
		国から民間への派遣	16人	22人	30人
		国から地方公共団体	1,590人	1,604人	1,627人
		地方公共団体から国	1,873人	1,862人	1,957人
		他府省への出向	2,184人	2,251人	2,211人
女性国家公務員の採用の拡大状況	「男女共同参画基本計画」(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)において、「国家公務員種試験の事務系の区分の目標を踏まえつつ、その他の試験についても女性の割合を高めること」とされていることを受け、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	【試験等採用者に占める女性の割合】			
		18年度	19年度	20年度	
		種試験等	26.4%	27.8%	25.4%
		種試験等	35.0%	37.2%	35.6%
各府省におけるチャレンジ雇用の推進状況	各府省において「チャレンジ雇用」を実施することにより、公務部門での障害者雇用の推進が図られているか。	平成20年度には、全府省等で採用に向けた取組を実施した。その結果、17府省等のうち11府省等において採用している(厚生労働省において約100名、内閣府において6名、その他9省庁等において各1名採用)。			
国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)による採用状況	各府省において多様な人材の確保が進められているか。	(平成19年度から開始)	152名の採用予定者数に対し、25,075名の申込者があり、最終的な合格者数は162名となった(倍率154.8倍)	171名の採用予定者数に対し、10,248名の申込者があり、最終的な合格者数は179名となった(倍率57.3倍)	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
<p>国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成18年6月30日閣議決定）の実施及び各年度に定める配置転換、採用抑制等に関する実施計画（国家公務員雇用調整本部決定）の実施状況</p>	<p>国家公務員の配置転換を円滑に行うための取組がなされているか。</p>	<p>【平成18年度】</p> <p>「国の行政機関の定員の純減について」及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」を閣議決定（6月30日）。</p> <p>第1回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成19年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（6月30日）し、全国8か所で第1回地方推進協議会を開催（7月中旬）。その後、受入府省から受入可能職の提示、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（7月下旬～平成19年3月）。</p> <p>第2回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成20年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（平成19年3月2日）。その後、全国8か所で第2回地方推進協議会を開催（平成19年3月中旬～下旬）。</p> <p>【平成19年度】</p> <p>受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（4月下旬～平成20年3月）。</p> <p>第3回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成21年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（平成20年2月29日）。その後、全国8か所で第3回地方推進協議会を開催（平成20年3月中旬）。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（4月下旬～平成21年3月）。</p> <p>第4回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成22年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（平成21年3月6日）。その後、全国8か所で第4回地方推進協議会を開催（平成21年3月中旬～下旬）。</p>		
<p>早期退職慣行の是正についての実施状況</p>	<p>平成20年度までに平均の勧奨退職年齢が引き上がるような人事管理の制度面・運用面での諸方策について適切に検討が行われ、可能なものから実施されているか。</p>	<p>各府省は、それぞれの実情に合わせて個別計画を策定し、昇進年次の延伸、同一ポストの在職期間の長期化、専門スタッフ職の活用を進めるなどの早期退職是正の取組を実施。</p>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度												
国家公務員高齢者雇用推進方針に関する方針の推進状況	国家公務員高齢者雇用推進方針に記述されている方策が各府省において推進されているか。	国家公務員高齢者雇用推進専門部会を開設することなどにより、必要な情報交換等を実施。 各府省においては、これらを踏まえて、職員等への再任用制度の周知、業務運営等の見直し等を実施。 【再任用職員数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,108人</td> <td>1,080人</td> <td>1,261人</td> <td>2,320人</td> </tr> </tbody> </table> 20年度は予定。その他は実績			17年度	18年度	19年度	20年度	1,108人	1,080人	1,261人	2,320人				
17年度	18年度	19年度	20年度													
1,108人	1,080人	1,261人	2,320人													
退職準備プログラム等の推進状況	総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されているか。	【プログラムの実施状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職準備プログラム</td> <td>22府省庁</td> <td>27府省庁</td> <td>24府省庁</td> </tr> <tr> <td>生涯生活設計プログラム</td> <td>16府省庁</td> <td>22府省庁</td> <td>24府省庁</td> </tr> </tbody> </table>				18年度	19年度	20年度	退職準備プログラム	22府省庁	27府省庁	24府省庁	生涯生活設計プログラム	16府省庁	22府省庁	24府省庁
	18年度	19年度	20年度													
退職準備プログラム	22府省庁	27府省庁	24府省庁													
生涯生活設計プログラム	16府省庁	22府省庁	24府省庁													
国家公務員超勤縮減キャンペーンの実施状況	毎年着実に実施されているか。	毎年度10月に「国家公務員超勤縮減キャンペーン」を実施														
各種啓発事業セミナー実施状況	各種啓発事業の参加者が当該事業の意義をどのように捉えているか。	各年度の啓発事業の終了後のアンケート結果において、参加者の約9割が啓発事業に参加して有意義であったと回答。														
健康管理・安全管理施策の実施状況	毎年度確実に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 計画した講習会については全て実施し、当該年度の目的はほぼ達成した。 国家公務員体育センターについては、20年度をもって運営を終了することとした。 														
労務管理研究会の実施状況等	毎年度、確実に実施されているか。	毎年度、以下の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> 労務管理研究会（A研、C研、D研）の実施 地方労務担当者会議への講師派遣 人事管理官会議幹事会における労働情勢の説明 労働情報の作成、配布 														
国家公務員の退職手当制度の前年度退職者に対する運用実態、民間企業の退職金制度等	国家公務員の退職手当の支給状況や制度の運用実態等を適切に把握しているか。	毎年調査を実施し、「退職手当の支給状況」として公表を行っている。 【平成20年度】 「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。（21年4月から施行）														

平成21年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課、行政相談課、政策評価官、

評価監視官（客観性担保評価担当）年金記録確認中央第三者委員会事務局

評価年月 平成21年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善

〔政策の基本目標〕

政策評価の推進、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に、19～20年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。

〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
年金記録に関するあっせん等の状況	20年3月末までに申し立てられた事案(49,214件(1))については、概ね1年を目途に処理を終える。 (1)平成19年度受付件数(50,752件)から、社会保険庁段階での処理件数(1,538件)を除いたもの	20年度	年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示すことにより、年金制度に対する信頼を回復しているか。	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの (あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計) </div>		
					処理件数 5,794件	処理件数 (累計) 49,190件 (2) 進捗状況 (2/1) 99.95%

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
経済財政諮問会議との連携強化による、重要対象分野に係る政策評価の実施の推進の状況	評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するために、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評	政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議及び答申を経て、平成20年11月28日、19年度の重要対象分野(注)である少子化社会対策関連施策(育児休業制度、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組、子育て支援サービス)及び若年者雇用対策に係る関係府省の評価結果について、上記答申において		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度																																
	<p>価に関する連携強化が図られているか、また、各府省における重要対象分野に係る評価の実施の推進が図られているか。</p>	<p>明らかにされた諸課題とともに総務大臣から経済財政諮問会議に報告した。</p> <p>また、同日、平成20年度の重要対象分野の選定等について、総務大臣から同会議に対し意見を述べ、地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、医師確保対策が選定された。</p> <p>(注)19年度の重要対象分野のうち、農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。</p>																																		
各府省における政策評価の質の向上の状況	<p>17府省中15府省が実施している「実績評価方式による評価」について、「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合」の推移を把握し、各府省が実施した政策評価の質の向上の状況を分析する。</p>	<p>実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。</p> <p>各府省が実施した実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合(府省全体)の推移をみると、次図のとおり、平成14年度から16年度は年々増加し、17年度と18年度は横ばいであったが、19年度から再び増加に転じ、20年度は75.4%となっている。</p>																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> <th>総数</th> <th>達成数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>34.2%</td> <td>471件</td> <td>161件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50.0%</td> <td>500件</td> <td>250件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55.5%</td> <td>488件</td> <td>271件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>54.6%</td> <td>441件</td> <td>241件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>57.2%</td> <td>407件</td> <td>233件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>71.1%</td> <td>318件</td> <td>226件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>75.4%</td> <td>276件</td> <td>208件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	割合	総数	達成数	平成14年度	34.2%	471件	161件	平成15年度	50.0%	500件	250件	平成16年度	55.5%	488件	271件	平成17年度	54.6%	441件	241件	平成18年度	57.2%	407件	233件	平成19年度	71.1%	318件	226件	平成20年度	75.4%	276件	208件
年度	割合	総数	達成数																																	
平成14年度	34.2%	471件	161件																																	
平成15年度	50.0%	500件	250件																																	
平成16年度	55.5%	488件	271件																																	
平成17年度	54.6%	441件	241件																																	
平成18年度	57.2%	407件	233件																																	
平成19年度	71.1%	318件	226件																																	
平成20年度	75.4%	276件	208件																																	
各府省における政策評価結果の予算要求等政策への反映の状況	各府省における政策評価の結果の取扱いについて、「評価結果の政策への反映割合」及び「政策の改善・見直し等が行われた割合」等、各府省において、評価結果が予算要求、政策の改善・見直し等に	(評価結果の政策への反映割合)																																		
		18年度	19年度	20年度																																
		100% (1,834/1,834)	100% (1,486/1,486)	100% (4,656/4,656)																																
		分母：事後評価実施件数、分子：政策への反映件数(「これまでの取組を継続するもの」を含む。)																																		
		(政策の改善・見直し等が行われた割合)																																		
		18年度	19年度	20年度																																
		23.1% (424/1,834)	20.9% (311/1,486)	4.8% (222/4,656)																																

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
	活用されているか。		51.2% (355/693)	47.7% (265/555)	38.6% (162/420)
		<p>は、公共事業を含む現在実施されている政策についての状況 (分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数)</p> <p>は、一般政策についての状況(分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数)</p>			
規制の事前評価の円滑な実施の推進の状況	<p>各府省において規制の事前評価が着実に実施されているか。</p> <p>各府省の取組支援のための調査研究、各府省に対する情報提供や必要な研修等の取組が進められているか。</p>	<p>規制の事前評価については、平成19年10月1日から、各行政機関にその実施が義務付けられており、20年度における評価件数は、12府省で157件(義務付け後の累計は273件)となるなど、着実に実施されている。</p> <p>また、平成20年度については、規制影響分析(RIA)のうち、競争評価に着目し、競争評価について基礎的資料の収集及び諸外国の事例の分析に関する調査研究を各府省に提供すべく実施した。また、「政策評価に関する統一研修(平成20年10月14日)」において規制の事前評価をテーマとして取り上げ、専門的な知見、諸外国の現状等を紹介するなど、積極的な取組を進めた。</p>			
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況	評価の結果が関係府省の政策に適切に反映されているか。	<p>総務省では、統一性・総合性確保評価の結果を踏まえて関係府省が講じた政策の見直し・改善の状況について把握するため、フォローアップを毎年実施している。</p> <p>平成20年度における上記フォローアップの結果、関係府省において基本方針やガイドライン等の改定、業務の改善・見直し等が図られ、評価結果の政策への反映が行われている。</p> <p>平成20年度フォローアップ結果(「統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況」) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/pdf/090526_1.pdf)</p>			
総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善の状況	客観性担保評価活動の一つである「評価の内容点検(認定関連活動)」の取組を通じて把握した、各府省の政策評価の改善の状況を分析する。	<p>総務省では、平成16年度から毎年度、各府省が実施した政策評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検し、改善すべき点がみられたものについては、関係府省に対し、評価のやり直し、公共事業評価の評価手法の改善、適切な指標の設定、評価書の修正などの改善措置を講ずるよう求める取組を行っている。</p> <p>平成18年度は7府省の23件(ほかに公共事業評価のマニュアルの見直し2事項)、19年度は13府省の47件、20年度は11府省の45件()について、それぞれ、評価の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、その結果、評価のやり直しなどを指摘した。</p> <p>平成20年度においては、上記のほか、3府省の5件について、19年度から引き続いて事実関係の把握・整理を進め、その結果、評価のやり直しなどを指摘。</p> <p>また、平成18年度及び19年度の「評価の内容点検(認定関連活動)」において改善すべき点がみられたものについて、関係府省におけるその後の措置状況を把握し、19年7月に改訂された厚生労働省の「水道事業の費用対効果分</p>			

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
		<p>析マニュアル」について、当省の指摘事項が改正内容に反映されていること、文部科学省の政策（達成目標2-3-1「児童生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。」）に係る実績評価方式による評価について、アウトカムに着目した指標が設定され、改善が図られたことなどを確認した。</p>		
国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施の状況	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んだか。	<p>国民の安全・安心の確保等政府の重要行政課題などについて、重点的かつ機動的に実施。</p> <p>平成20年度は別添1のとおり、輸入農畜水産物の安全性の確保、契約の適正な執行等8テーマについて勧告等を行うとともに、新たに、食品表示、道路橋の保全等4テーマについて、調査に着手。</p>		
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政評価・監視に係る勧告等の指摘事項は、実際に、関係府省において、改善が図られているか。	<p>勧告等から原則として6か月後に勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に「その後の改善措置状況」を受領している。平成20年度においては、別添2・3のとおり、11の行政評価・監視について「回答」を、また、11の行政評価・監視について「その後の改善措置状況」を受領した。指摘事項の内容により、改善措置を講ずるために要する時間は相違するが、当該「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の75.9%は既に改善措置が採られており、この他改善措置を採ることが具体的に予定されているものが、22.8%となっている。</p>		
行政相談の処理件数とそのうちの国の行政機関等に係る処理件数	相談を受け付け、行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等に対し、相談内容を通じ、連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し・改善に結びついていることから、各年度に国民から受付・処理した行政相談のうち、国の行政機関等に係る相談(対象内事案)の件数を把握する。	行政相談処理件数 179,419件 (うち、対象内事案 56,072件)	行政相談処理件数 175,306件 (うち、対象内事案 61,295件)	行政相談処理件数 173,627件 (うち、対象内事案 61,509件)
苦情あっせんに基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政相談活動が効果的に実施されているかを把握。 行政制度・運営の見直し・改善状況の	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 苦情あっせん解決率 </div>		
		96.2% (苦情あっせん案件900件中866件)	95.3% (苦情あっせん案件992件中945件)	95.1% (苦情あっせん案件862件中820件)

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
	把握手段の一つとして、苦情あつせん事案解決率を把握する。	が解決)	が解決)	が解決)
<p>当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件（行政相談委員から通知を受けた案件を含む。）のうち、関係機関にあつせんを行った案件を対象とした。</p> <p>なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。</p>				
年金記録に関するあつせん等の状況	年金記録に関するあつせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示すことにより、年金制度に対する信頼を回復しているか。		<p>第三者委員会で結論を得たもの 5,794 件</p> <p>(受付件数 50,752 件)</p> <p>そのほか社会保険庁段階での処理件数 1,538 件がある。</p>	<p>第三者委員会で結論を得たもの (累計) 59,538 件</p> <p>(受付件数(累計)) 100,552 件)</p> <p>そのほか社会保険庁段階での処理件数(累計)2,943 件がある。</p>

(別添1)

平成20年度 勧告等実績

名 称	勧告等年月日	勧告等対象機関
輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視	平成20.5.23 (勧告)	厚生労働省、農林水産省
生活保護に関する行政評価・監視 - 自立支援プログラムを中心として -	平成20.8.1 (勧告)	厚生労働省
公共事業の需要予測等に関する調査	平成20.8.8 (勧告)	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
介護保険事業等に関する行政評価・監視	平成20.9.5 (勧告)	厚生労働省、国土交通省
行政手続等における本人確認に関する調査	平成20.9.12 (局長通知)	国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
契約の適正な執行に関する行政評価・監視	平成20.12.16 (勧告)	全府省
原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第二次)	平成21.2.13 (勧告)	文部科学省、経済産業省
国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査	平成21.3.27 (勧告)	全府省

平成20年度 行政評価・監視の実施状況

名 称	調査着手時期
食品表示に関する行政評価・監視 - 監視業務の適正化を中心として - 貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視 雇用保険二事業に関する行政評価・監視 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 - 道路橋の保全等を中心として -	平成20年8月 平成20年8月 平成20年12月 平成20年12月

平成20年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

[回答]

遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査
国等の債権管理等に関する行政評価・監視
府省共通事務に関する行政評価・監視
原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第一次)
労働安全等に関する行政評価・監視
小児医療に関する行政評価・監視
アスベスト対策に関する調査
在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視
輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視
公共事業の需要予測等に関する調査
介護保険事業等に関する行政評価・監視

[その後の改善措置状況に係る回答]

農業経営構造対策に関する行政評価・監視
IT化推進施策に関する行政評価・監視 - 地域情報化を中心として -
検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査
バリアフリーの推進に関する行政評価・監視
民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視(第二次)
鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視
農業災害補償に関する行政評価・監視
地方支分部局等における指導監督行政(立入検査)に関する調査
都市農村交流対策に関する行政評価・監視
感染症対策に関する行政評価・監視
厚生年金保険に関する行政評価・監視

勧告等から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に、「その後の改善措置状況に係る回答」を受領

具体的な見直し・改善事例(平成20年度)

行政評価 ・監視名	主な勧告事項	主な改善実績
府省共通事務に関する行政評価・監視	<p>公用車の効率化の推進を図るため、使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること(国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進すること(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p><個別指摘事例の改善状況></p> <p>専任の運転手より公用車の台数が多い、又は公用車を部局別に管理することにより、非効率な公用車の存在を指摘した7府省29機関の改善状況をみると、代替手段を導入又は導入を検討しているものが7機関、一般職員による運転を実施又は実施予定のものが3機関、公用車の運行管理方法を見直したものが9機関、公用車を削減又は削減予定のものが13機関</p> <p>(注)改善状況は、延べ数である。</p> <p><改善事例：総務省></p> <p>著しく使用が低調な公用車については、削減を図り、レンタカーや公共交通機関等代替手段の利用に切り替え。また、平成20年度から職員による運転が可能となるよう、通知を発出。これに基づき、各部局、地方支分部局は関係規程を整備し、20年4月1日から施行</p>
遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査	<p>国土交通省は、定期検査報告の的確な実施のため、</p> <p>遊戯施設の所有者等がJIS検査標準等に基づき適切に検査資格者に検査を実施させていることが特定行政庁において確実に把握できるように定期検査報告の様式を見直すこと</p> <p>JIS検査標準等の定期検査の項目、方法等について、遊戯施設の使用実態や安全性能に即したものに見直した上で、法令に明確に位置付けること</p>	<p>国土交通省は、</p> <p>省令及び告示により、特定行政庁において検査結果が確実に把握できるよう定期検査報告関係様式の改定等を実施</p> <p>省令により、遊戯施設の検査項目、検査事項、検査方法及び判定基準について明確化</p>

(別添4)

国の行政機関等に係る行政相談処理件数(苦情、要望陳情、照会) (平成18～20年度)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総件数	179,419件	175,306件	173,627件
うち苦情、要望・陳情	16,432件	18,656件	19,492件
うち、照会	39,640件	42,639件	42,017件
計	56,072件	61,295件	61,509件

苦情あっせん事案の解決率(平成18～20年度)

平成20年度における「苦情あっせん事案の解決率」をみると、下表のとおり、目標値90%に対して、95.1%となっており、目標値を上回っている。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	目標値
解決率	96.2% (866件/900件)	95.3% (945件/992件)	95.1% (820件/862件)	90.0%

(注) 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件(行政相談委員から通知を受けた案件を含む。)のうち、関係機関にあっせんを行った案件を対象とした。

なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。

平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調査書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 地域力創造グループ 地域政策課、地域自立応援課、
過疎対策室、地域振興室、コミュニティ・交流推進室
自治行政局 国際室、自治財政局 財務調査課

評価年月 平成 21 年 7 月

1 政策等

〔政策名〕

政策 5 地域力創造

〔政策の基本目標〕

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
過疎地域 自立促進 計画の進 捗率	市町村及び都道 府県が策定した 過疎地域自立促 進計画に基づい て過疎対策事業 を実施すること により、過疎地 域の自立促進を 達成する。	21年度	過疎地域の自立 を促進するた めの後期過疎地 域自立促進計画 (平成 17～21年 度)に基づく事 業の実施が着実 に行われている か。	都道府県 44% 市町村 34%	都道府県 63% 市町村 58%	調査中

(単位:百万円、%)

		18年度	19年度	20年度	後期計画合計
都道府県	計画額	2,209,385 (1,136,261)	3,227,166 (1,017,781)	4,144,928 (917,762)	4,864,272
	実績額	2,150,213 (1,058,401)	3,072,719 (922,506)	調査中	-
	進捗率	44%	63%	調査中	-

		18年度	19年度	20年度	後期計画合計
市町村	計画額	2,866,108 (1,315,266)	4,023,486 (1,157,378)	5,136,854 (1,113,368)	6,978,368
	実績額	2,388,148 (1,146,080)	3,409,925 (1,021,777)	調査中	-
	進捗率	34%	58%	調査中	-

計画額、実績額欄の上段は累計、下段（ ）書きは単年度の額である。

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
辺地数	辺地数の減少	20年度	地方財政措置等による辺地の公共的施設の総合整備の促進により、辺地数が減少しているか。 ()は前年比	6,790 (1.1%)	6,722 (1.0%)	6,719 (0.0%)

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	18年度		19年度		20年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
循環型社会形成事業の活用状況	地方公共団体による循環型社会形成事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県指定都市	11	11	11	7	12	12
			市町村	75	65	96	85	92	88
		継続	都道府県指定都市	11	8	13	11	8	5
			市町村	50	44	50	43	56	50
少子・高齢化対策事業の活用状況	地方公共団体による少子・高齢化対策事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県指定都市	30	18	34	18	33	23
			市町村	61	52	56	19	67	57
		継続	都道府県指定都市	35	24	30	21	34	23
			市町村	32	28	28	16	26	22

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	18年度		19年度		20年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
地域資源 活用促進 事業の活 用状況	地方公共団体に よる地域資源活 用促進事業の活 用状況を事業数 及び団体数によ り把握する。	新規	都道府県 指定都市	18	16	17	9	22	20
			市町村	66	58	69	63	81	70
		継続	都道府県 指定都市	1	1	12	11	11	10
			市町村	24	24	24	20	32	27

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
JETプログラ ム招致人数、 招致国数	地域レベルでの国際交 流の推進に資するJ ETプログラムの招致人 数、招致国数が安定的に 推移しているか。	5,508人 44カ国	5,119人 41カ国	4,682人 38カ国
「地域におけ る多文化共生 推進プラン」の 普及の状況	「地域における多文化 共生推進プラン」の普及 が適切に行われている か。	平成20年度において、都道府県及び政令指定都市 を対象に7ブロックで地域国際化連絡会議を開催 し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考 としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画 の策定を要請した。		
頑張る地方 応援プログラ ムに基づくプロ ジェクトの実 施状況及び人 的支援の状況	頑張る地方応援プロ グラムが適切に実施され ているか。		6,199件	6,436件
過疎対策事業 により整備し た交流施設の 利用者数 (1施設あた りの平均)	交流施設が積極的に活 用されているか。	17千人	39千人	-
過疎地域集 落再編整備事 業によって整 備した定住団 地等の整備状 況	定住促進のための定住 団地等が整備されてい るか。	4件	7件	9件

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移	<p>実施方針の公表数の推移を見ることにより、周知活動がどの程度浸透しているか。</p> <p>実施方針は、地方公共団体がPFI法の手続きに入った事業を公表するものである。また、年度内に実施される公共事業数にも影響されることから、前年比の増減で判断されるものではない。</p>	36件	29件	29件
PFI研修会開催回数	PFIを実施しようとする地方公共団体の職員を対象とした研修開催回数を見ることにより、PFI制度の周知活動をどの程度実施しているか。	5回	4回	3回
中心市街地活性化に係る一般事業債の利用状況	中心市街地活性化のための施設整備に係る地方債が積極的に活用されているか。	新規：1件 継続：2件	新規：6件 継続：-	新規：- 継続：1件
都市から地方への移住・交流の促進に関する調査の状況	都市住民の移住・交流に係る多様なニーズを満たすことができる、受入システムを構築できているか。	-	19年度は、北海道、青森、茨城、島根、20年度は、福井、和歌山、熊本において実証実験を行い、団塊世代移住型、長期滞在型、子育て世代移住型、二地域往来型など、多様なニーズを踏まえた受入れ体制の整備を検討した。	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
都市・農山漁村の教育交流の実施状況	教育交流に向けた情報提供・気運醸成が図られているか。	-	-	地方セミナーや市町村関係者等に対する研修などを通じて、全国に情報提供などの支援を行うとともに、教育交流の気運醸成を図ったところ。

平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 選挙部 選挙課、管理課、政治資金課

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 政策等

〔政策名〕

政策 8 選挙制度等の適切な運用

〔政策の基本目標〕

選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 23 年度

2 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
選挙制度の調査状況等	選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対して、調査検討を行い、社会のニーズ等に対応しているか。	<p>首長の多選関係</p> <p>平成 18 年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、また、いくつかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出される等の動きが見られたことに伴い、学識経験者を構成員とする「首長の多選問題に関する調査研究会」(平成 18 年 12 月 1 日～平成 19 年 5 月 30 日)を設け、多選制限が憲法上許容されるか否かについて検討が行われた。</p> <p>補充立候補等関係</p> <p>平成 19 年 4 月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じること、亡くなった候補者の氏名を書い</p>		

		<p>た期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされたこと等に伴い、学識経験者や選挙管理委員会の実務者を構成員とする「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」(平成19年5月14日～平成19年10月29日)を設け、選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方、選挙期間中に候補者が死亡した場合におけるそれまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱い等について検討が行われた。</p>
--	--	---

指標等	分析の視点	13年度 (第19回参議院議員 通常選挙)	16年度 (第20回参議院議員 通常選挙)	19年度 (第21回参議院議員 通常選挙)
在外選挙人名簿登録者数	在外選挙制度の周知や在外選挙人登録の促進が図られているか。	73,651人	80,885人	102,551人
選挙の管理執行状況(管理執行問題件数、電子機器利用状況、障害者対策投票所数及び期日前投票所数等)	<ul style="list-style-type: none"> 選挙が問題なく管理執行されているか。 選挙管理執行事務が効率的に処理されているか。 期日前投票所の増加やバリアフリー対策を要する施設の減少によって選挙人の利便性が確保されているか。 	管理執行問題件数 76件	管理執行問題件数 63件	管理執行問題件数 83件
		電子機器利用状況(投票所入場券バーコード化) 10.47%	電子機器利用状況(投票所入場券バーコード化) 22.37%	電子機器利用状況(投票所入場券バーコード化) 50.03%
		(投票用紙計数機) 84.45%	(投票用紙計数機) 83.30%	(投票用紙計数機) 91.07%
		期日前投票制度は平成16年度から実施	期日前投票所数 4,486箇所	期日前投票所数 4,519箇所
		・入口に段差のある期日前投票所割合 - %	・入口に段差のある期日前投票所割合 22.76%	・入口に段差のある期日前投票所割合 14.08%
・入口に段差のある投票所割合 67.61%	・入口に段差のある投票所割合 63.76%	・入口に段差のある投票所割合 55.34%		
・入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 - %	・入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 23.70%	・入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 22.63%		
・入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.40%	・入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.65%	・入口と同一フロアに設置できない投票所割合 1.98%		
国内投票率(比例)	様々な要因によって左右されるものであるが、より多くの国民が選挙制度を理解し、自発的に投票に参加しているか。	56.44%	56.57%	58.67%
在外投票率(比例)		29.94%	25.52%	23.59%
年齢別投票率(抽出)		20～24歳 31.36%	20～24歳 31.51%	20～24歳 32.82%
		65～69歳 76.07%	65～69歳 75.43%	65～69歳 77.72%

上記における参考となる指標は、総務省が作成する参議院議員通常選挙結果調から引用した。
なお、平成19年度分については、速報値であり、今後異動する可能性がある。

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
政治資金収支報告書等の公表状況等	収支報告書の定期公表時において、毎年、例年と同水準の公表率(収支報告書の提出率)を確保できているか。 (国民の監視と批判の下、政治活動が行われるようにするという法の趣旨を実現するために必要。)	83.6% (3,887 団体 / 4,649 団体)	84.5% (3,853 団体 / 4,559 団体)	85.1% (3,845 団体 / 4,516 団体)

上記における参考となる指標は、毎年度発表される報道資料である「政治資金収支報告書の概要」から引用した。

平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局 行政情報システム企画課

自治行政局 地域政策課 地域情報政策室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 政策等

〔政策名〕

政策 9 電子政府・電子自治体の推進

〔政策の基本目標〕

電子政府の推進

電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る。

電子自治体の推進

電子自治体の推進による便利で効率的な行政の構築により、自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図る。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22 年度	「オンライン利用促進のための行動計画」に基づく改善措置の着実な実施等により、オンライン利用率の向上が図られているか。	15.3%	20.5%	調査中
市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22 年度	市町村において、公的個人認証に対応した電子申請システムの整備が進んでいるか。	31.5%	33.2%	調査中
地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22 年度	オンライン利用率の向上が図られているか。	17.5%	23.8%	調査中

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	「オンライン利用促進のための行動計画」に基づく改善措置の着実な実施等により、オンライン利用件数の増加が図られているか。	約1億2,400万件	約1億6,900万件	調査中
電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数（利用件数）	国の行政ポータルサイトであるe-Govが実際に利用されているか。	約3,700万件	約5,222万件	約7,560万件
最適化計画の策定・実施状況	業務・システムの合理化等を内容とする計画が、適切に策定されているか。	最適化計画83分野を策定済	最適化計画84分野を策定済	最適化計画86分野を策定済
調達指針に基づき、各府省の調達計画書及び調達仕様書について助言等のモニタリングを行った件数 注	調達指針の趣旨や内容に沿った調達が行われているか。	-	26件	38件
公的認証サービスの普及に向けた取組	公的認証サービスの普及に向けた取組がどの程度行政事務の効率化に貢献したか。	公的個人認証の信頼性確保及び利便性向上のための取り組みとして、 ・公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会の論点整理公表（2007年5月22日） ・公的個人認証サービスにおける暗号化方式等の移行に関する検討会の報告書を公表（2009年1月26日） ・公的個人認証に係る広報啓発などを実施した。		
住基カードの発行状況（各年度末）	電子申請での本人確認として利用できる住基カードが、各年度末においてどの程度交付されているか。	約141万枚	約234万枚	約340万枚
住基ネットの利用状況とこれによる行政事務の効率化	住基ネットの利用状況がどれくらい向上し、行政事務の効率化に貢献したか	約7,000万件	約9,900万件	約11,000万件

（注） 本指針は平成19年7月1日から適用されており、最適化の対象となっている又は予定価格が80万SDR（1億4,000万円）以上と見込まれる、情報システムの調達が対象。

平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報流通行政局情報流通振興課

情報流通振興課、情報流通高度化推進室

情報通信作品振興課、情報通信利用促進課

地域通信振興課、地方情報化推進室

総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

総合通信基盤局電波部移動通信課

評価年月 平成 21 年 7 月

1 政策等

〔政策名〕

政策 1 1 情報通信技術高度利活用の推進

〔政策の基本目標〕

社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等による ICT 利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
ベンチャー企業に対する助成の成果（事業化率）	18～20 年度に助成した案件の平均事業化率が 70%	22 年度	ニュービジネスの創出状況を示すものとして主たる実施手段であり、且つ測定可能な「事業化率」を採用。 目標値としては、ベンチャー助成金の事業化率の現状を勘案し、実現可能な水準に設定。	25%	31%	39%
テレワーカーが就業者人口に占める割合	2 割	22 年度	「IT 新改革戦略」、「経済財政改革の基本方針 2007」、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に掲げる政府目標を達成しているかどうか。			15.2%

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
「インフラ協調による安全運転支援システム」の通信方式の検証	通信特性の把握	21年度	「IT新改革戦略」(IT戦略本部、平成18年1月)において、「インフラ協調による安全運転支援システム」の2010年からの実用化が目標とされていること。		これまでの実証実験の成果を活用し、実環境において大規模な実証実験を実施。	これまでの実験結果から、様々な環境を想定した実験を行い、通信特性について総合検証を実施。
コンテンツの流通促進に関する実証実験の目標達成度	実証実験等の実施	21年度	コンテンツの流通の促進に資するためのシステムの実証が進んでいるか。		情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において具体的な検討を推進。 多様なネットワーク環境におけるコンテンツ流通促進に関する実証実験やコンテンツの権利処理の円滑化に向けた実証実験を実施し、必要な機能等の検証、課題の抽出等を行った。	
公共利用等の映像配信に関する実証実験の目標達成度	実証実験等の実施	21年度	公共目的等の大容量コンテンツ等を効率的に配信するための実証実験及び利用促進のための普及・啓発活動の実施。		19年度は、通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダ等の参加のもと、効率的に配信を行うための複数の実証実験及び普及啓発活動を実施し、課題を抽出。 20年度は、19年度の成果を踏まえ、公共目的等の大容量コンテンツを効率的に配信するP2P技術を用いた実証実験を複数実施し効率性を実証。また、シンポジウム等により普及啓発を実施。	

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
情報通信分野の研修受講者数	11,200人 (平成20年度～平成23年度までの累計)	23年度	事業の推進により、情報通信分野の専門的な知識及び技能等を有する人材の育成が図られているか。	2,677人	2,564人	2,561人
字幕付与可能な放送時間 ¹ に占める字幕放送時間の割合	100%	29年度	聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な字幕放送が拡充されているか。	(77.8% ²)	(89.0% ²)	調査中
地域の課題解決に対するICTの寄与状況	地域ICT活用モデルの構築	21年度	「IT新改革戦略」(IT戦略本部、平成18年1月)において、「先進的なモデル地域における利用・活用の具体化を通じ、ITの恩恵・利便を実感できるようにしていくこと」とされており、先進的モデル地域の事業実施箇所数。		29地域	・19年度からの継続25地域 ・20年度新規25地域(うち、重点施策として遠隔医療モデルを10地域)

1 複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組。

2 平成19年までを目標とした行政指針における、字幕付与可能な放送時間(生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までの新たに放送するすべての放送番組の放送時間)に占める字幕放送時間の割合であり、現在の指標に沿った実績値ではない。

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
実証実験の目標達成度	地域情報プラットフォームの実証	20年度	様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える電子行政サービス基盤の標準モデルを構築するための実証が進んでいるか。			「引越ワンストップサービス分野」・「地域活性化分野」を対象に実証実験を実施。
ユビキタス特区におけるICTサービスの開発・実証等の推進状況	新たなICTサービスモデルの確立	23年度	国際展開可能な新たなICTサービスモデルの確立に向けて、「ユビキタス特区」におけるICTサービスの開発・実証等がプロジェクトごとに定めた基本計画書に沿って推進されているか。	(20年度より開始) 20年度に開始した11件の開発・実証等は、プロジェクトごとに定めた基本計画書に沿って推進されている。なお、以上は、外部有識者による評価会にて成果に関する一定の評価を得ており、11件とも21年度も継続して実施している。		

3 その他特記事項

特段なし

平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管(政策評価担当)部局課室名 総合通信基盤局 データ通信課、事業政策課、料金サービス課、

電気通信技術システム課、番号企画室、消費者行政課、電波環境課

情報流通行政局 情報セキュリティ対策室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 政策等

〔政策名〕

政策 1 3 情報通信技術利用環境の整備

〔政策の基本目標〕

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	20 年度	警告メールの発出実績	647 通	759 通	3743 通
			特定電子メール法第 28 条第 1 項に基づく、報告徴収の実績。	0 件	6 件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	5 件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施
			特定電子メール法第 7 条に基づく、措置命令の実績	0 件	1 件	1 件
	研究開発等の状況の公表等	20 年度	毎年度公表を実施	1 回	1 回	1 回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
フィルタリングサービスの認知率	70%以上	20年度	インターネット上の有害な情報から青少年を守る有効な対策であるフィルタリングサービス(有害サイトアクセス制限サービス)の認知率が順調に増加しているか。	65.9%	76.8%	
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度と比較した我が国のIPv6アドレスブロック割り振り数等の増加	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割り振り数」が年々増加していることを確認する。	96	104	123
<p>情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況</p> <p>・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化</p>	緊急対応体制の強化	20年度	<p>電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。</p> <p>そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施</p>	<p>・18年度は、電気通信事業者が複数参加したサイバー攻撃対応演習を業界初の取り組みとして実施し、緊急対応体制の確立に向けた課題を抽出した。</p> <p>・19年度は、18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。</p> <p>また、我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p> <p>・20年度は、平成19年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした高度な演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行い、体制強化に向けた方策を検討するとともに、演習を普遍化するためのマニュアルとして、演習フレームワークを策定した。</p> <p>我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて19年度に引き続き国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p>		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電子署名及び 認証業務の普 及状況 ・認定認証業 務に係る電子 証明書の枚数	30万枚以上	22年度	<p>特定認証業務の 認定制度を円滑 に実施し、電子署 名法の目的(電子 署名の円滑な利 用を確保し、情報 流通・情報処理の 促進及びこれに よる国民生活の 向上等に寄与す ること)が達成さ れているか。</p> <p>ある時点におけ る、電子署名の円 滑な利用が確保 されているかど うかの評価指標 として、発行累計 総数から、既に失 効された電子証 明書の枚数を除 いた「有効枚数」 を用いる。</p>	約 21.4 万 枚	約 25.7 万 枚	約 27.3 万 枚
・国民への電 子署名及び認 証業務に関す る普及啓発活 動の実施状況	講演活動の 実施 4 回以 上	20年度	<p>国民が安心して 電子署名を利用 できるようにす るためには、電子 署名及び認証業 務に関する国民 の理解の一層の 深化を図ること が必要であるが、 普及啓発活動は 十分に実施され ているか。</p> <p>普及啓発活動は 十分に実施され ているかどうか の評価指標とし て、電子署名及び 認証業務に関す る国民への普及 啓発を目的とし た講演活動の実 施回数を用いる。</p>	7回	5回	5回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
基準認証制度に関する調査研究等の実施状況	特定無線設備等に係る市場調査の実施	20年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	80台の機器を選定し市場調査を実施。	71台の機器を選定し市場調査を実施。	60台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	20年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか。	9の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。
	相互承認協定(MRA)の実施に伴う研修会の開催	20年度	国内外の認証機関の能力向上のため、研修会が開催されているか。	-	-	MRA国際研修会を開催。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1参照)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2参照)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3参照)		
競争評価の実施状況	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域において、市場支配力が存在しているか、また行使されているかを分析・評価することで、現在の電気通信事業分野の競争状況を的確に把握する。	<p>・18年度は、固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域についての定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価。</p> <p>・19年度は、定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関して分析・評価。</p> <p>・20年度は、定点観測的な評価・分析に加え、新サービスの市場競争への影響に関する分析として、FMCなど市場に登場しつつある新たなサービスが競争に及ぼし得る影響に関して分析・評価。</p>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
IPv6 利用状況	IPv6 の利用状況を評価するため、「我が国の IPv6 契約者数 [*] 」が年々増加していることを確認する。 注) * 出典先：総務省報道発表資料「電気通信事業分野の競争分野状況に関する四半期データの公表(平成 21 年 6 月 25 日)」	607.5 万契約	877.4 万契約	1,113.1 万契約 注) *
実証実験等の実施状況	IPv6 コピキタスセキュリティサポートシステムの利用促進状況を評価するため、「実証実験等の実施状況」が計画どおり進捗していることを確認する。	多数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	少数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	不特定多数の利用者が存在する利用環境モデルでの実証実験を実施した。 その中で、IPv6 インターネットを通じた総合的なセキュリティサービスの提供モデルを検討し、事業者間での責任分担等の課題を明確にした。
認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。 ・平成 19 年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」を実施し、現行の電子署名法に関する課題の検討を行った。 ・平成 20 年度は同検討会報告書で指摘されている暗号移行等について検討し、認定基準を規定している電子署名法の告示に対して所要の改正を行うこととした。 		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<p>・平成19年度は1業務、平成20年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており（平成18年度は新規認定なし）、平成21年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、18事業者18業務となっている。</p> <p>・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務、平成20年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成18年度は9業務、平成19年度は18業務、平成20年度は13業務に対してなされている。</p>		
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するリーフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。		

3 その他特記事項

特になし

電気通信事業者数の推移

(各月1日現在の数値で作成)

	昭和60年 (1985)4月	昭和61年 (1986)4月	昭和62年 (1987)4月	昭和63年 (1988)4月	平成元年 (1989)4月	平成2年 (1990)4月	平成3年 (1991)4月	平成4年 (1992)4月	平成5年 (1993)4月	平成6年 (1994)4月	平成7年 (1995)4月	平成8年 (1996)4月
第一種電気通信事業者(一種)	2	7	13	37	45	62	68	70	80	86	111	126
特別第二種電気通信事業者(特二)	0	9	10	18	25	28	31	36	39	44	44	50
一般第二種電気通信事業者(般二)	85	200	346	512	668	813	912	1,000	1,498	2,028	2,063	3,084
合計	87	216	369	567	738	903	1,011	1,106	1,617	2,158	2,218	3,260

	平成9年 (1997)4月	平成10年 (1998)4月	平成11年 (1999)4月	平成12年 (2000)4月	平成13年 (2001)4月	平成14年 (2002)4月	平成15年 (2003)4月	平成16年 (2004)3月
第一種電気通信事業者(一種)	138	153	178	249	342	384	414	422
特別第二種電気通信事業者(特二)	78	95	88	101	113	112	115	114
一般第二種電気通信事業者(般二)	4,510	5,776	6,514	7,550	8,893	10,025	10,789	11,930
合計	4,726	6,024	6,780	7,900	9,348	496	11,318	12,466

	平成16年 (2004)4月	平成17年 (2005)4月	平成18年 (2006)4月
登録	299	312	315
届出	12,155	12,778	13,459
合計	12,454	13,090	13,774

平成19年(2007)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年(2008) 1月	2月	3月
登録	324	324	326	327	327	327	325	325	326	324	323	325
届出	13,972	13,991	14,042	14,079	14,122	14,184	14,239	14,297	14,327	14,287	14,118	14,137
合計	14,296	14,315	14,368	14,406	14,449	14,511	14,564	14,622	14,653	14,611	14,441	14,462

平成20年(2008)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年(2009) 1月	2月	3月
登録	324	324	325	316	318	317	316	316	316	315	316	318
届出	14,171	14,237	14,293	14,319	14,393	14,449	14,499	14,546	14,588	14,598	14,646	14,720
合計	14,495	14,561	14,618	14,635	14,711	14,766	14,815	14,862	14,904	14,913	14,962	15,038

平成21年(2009)

	4月	5月
登録	320	317
届出	14,763	14,810
合計	15,083	15,127

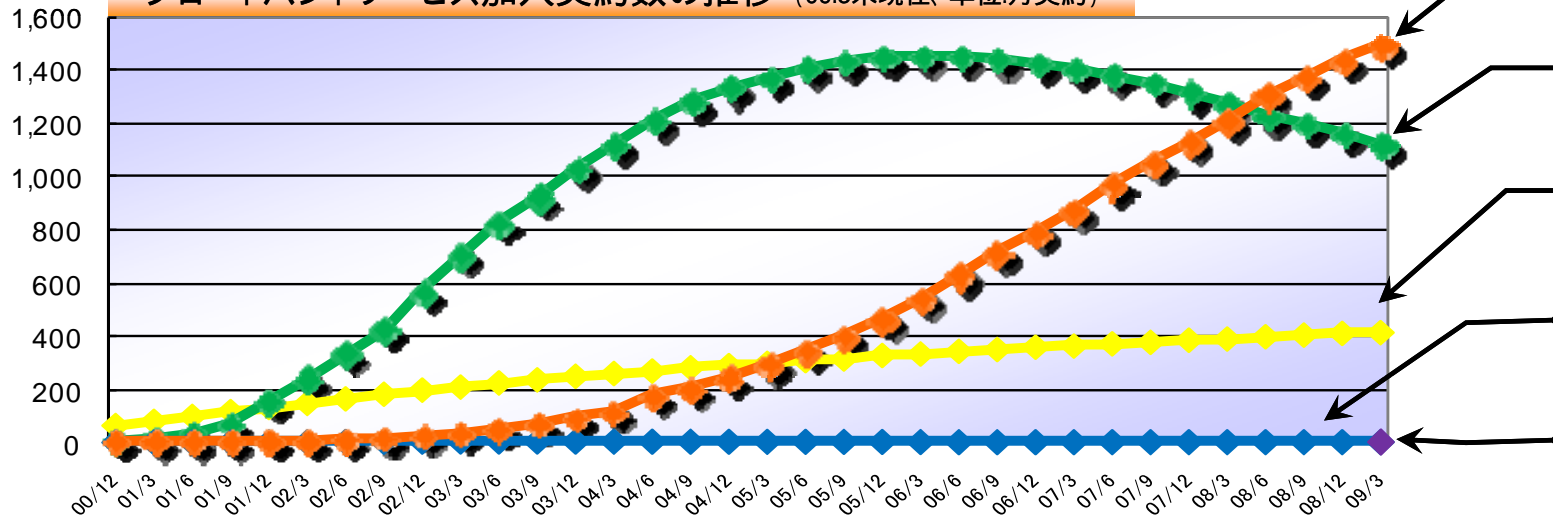
平成22年(2010)

単位:事業者(社)

注)平成16年4月1日に改正電気通信事業法が施行され、電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の区分を廃止し、事業への参入手続が登録制(同法第9条)又は届出制(同法第16条第1項)へ移行されたため、旧第一種電気通信事業者の一部は第9条に基づく登録をした事業者と、その他の旧第一種電気通信事業者及びすべての旧第二種電気通信事業者は同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされることとなりました。なお、平成16年4月1日に同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされた旧第一種電気通信事業者の数は、126です。

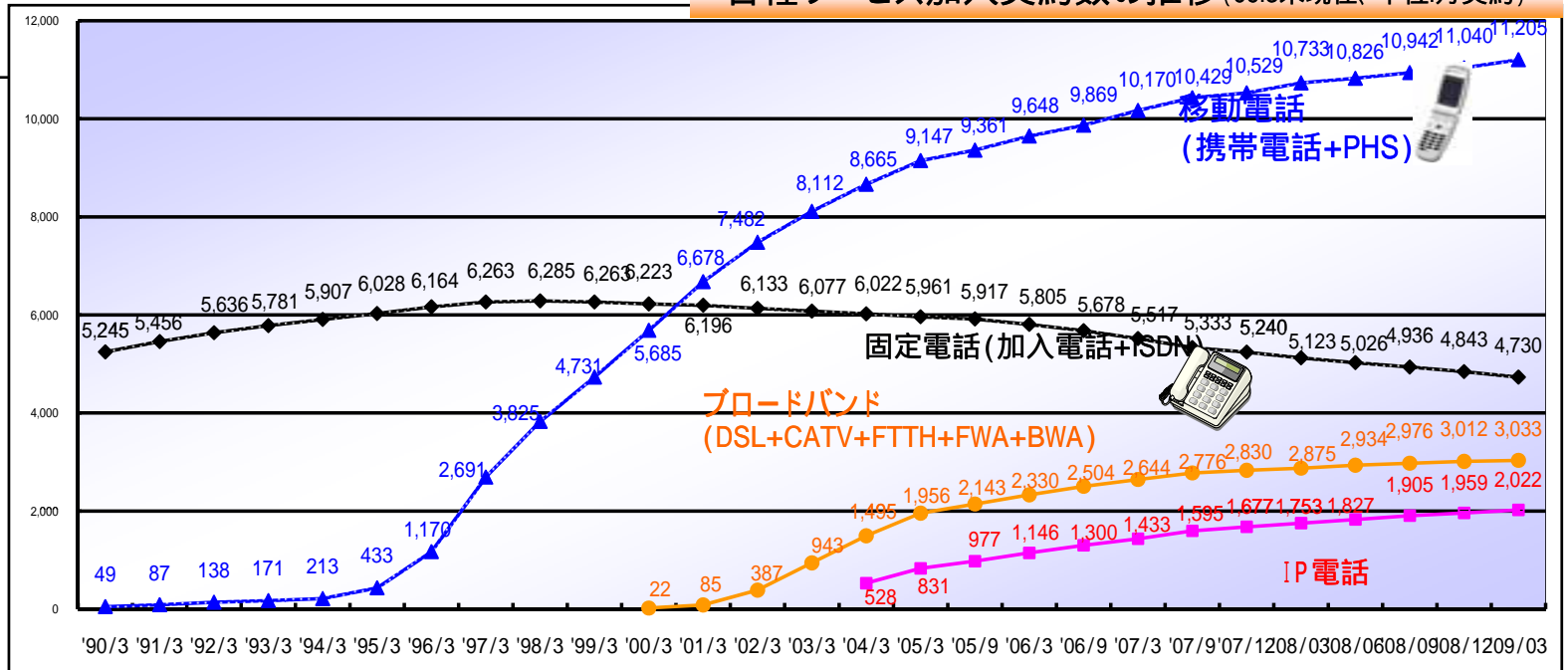
ブロードバンド化の進展状況

ブロードバンドサービス加入契約数の推移 (09.3末現在、単位:万契約)



光ファイバ (FTTH) 加入契約数 : 15,017,316 事業者数 : 177社
DSL 加入契約数 : 11,184,265 事業者数 : 45社
ケーブルインターネット 加入契約数 : 4,110,609 事業者数 : 379社
無線 (FWA) 加入契約数 : 12,643 事業者数 : 34社
無線 (BWA) 加入契約数 : 6,718 事業者数 : 1社

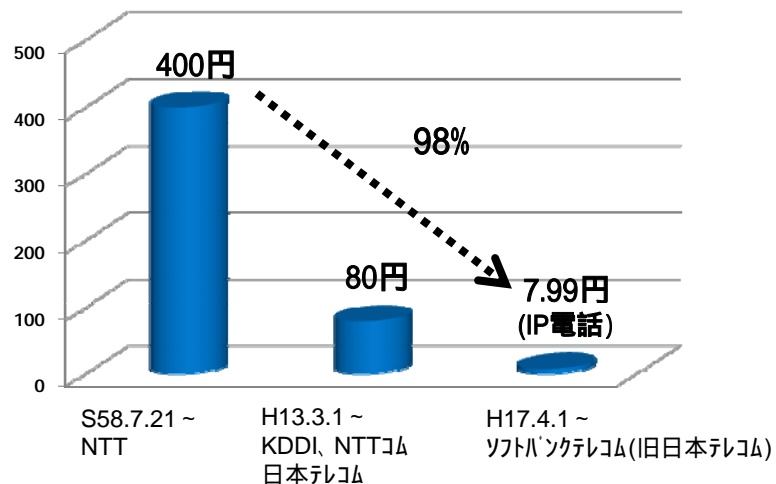
各種サービス加入契約数の推移 (09.3末現在、単位:万契約)



注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

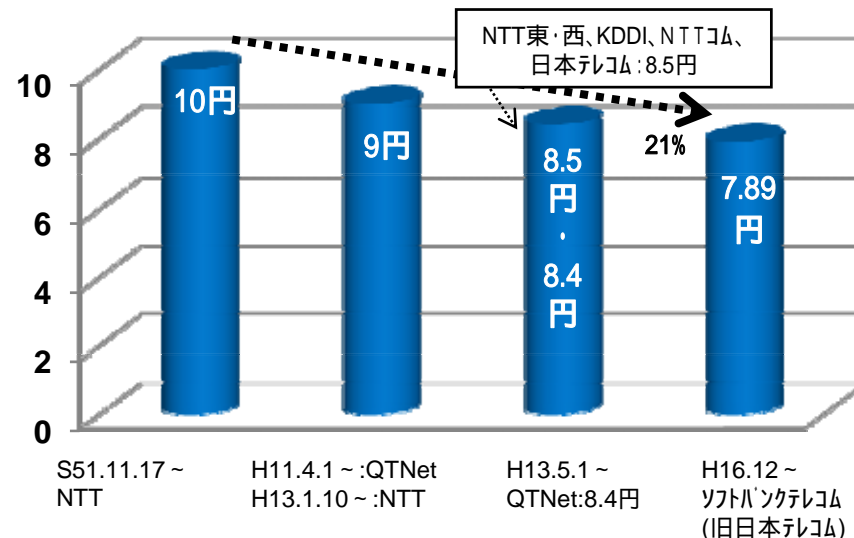
市外通話(東京 - 大阪間)

(平日昼間3分間、税抜額)



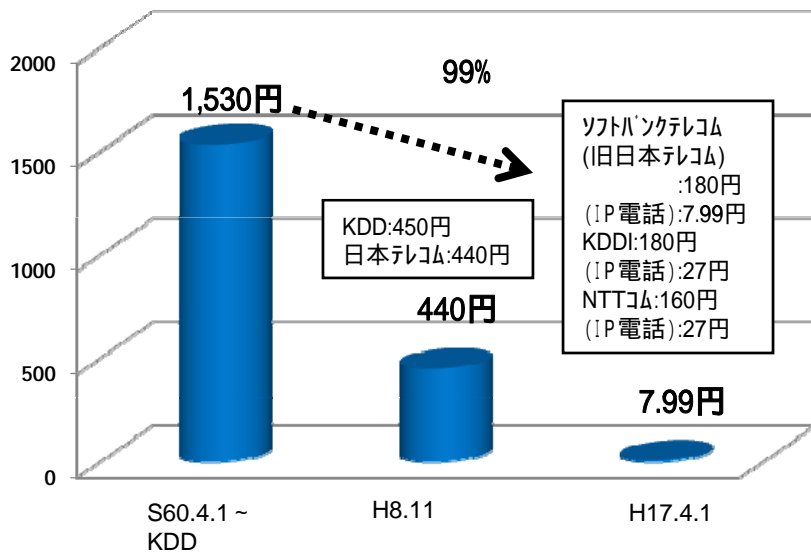
市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



国際通話(日米間)

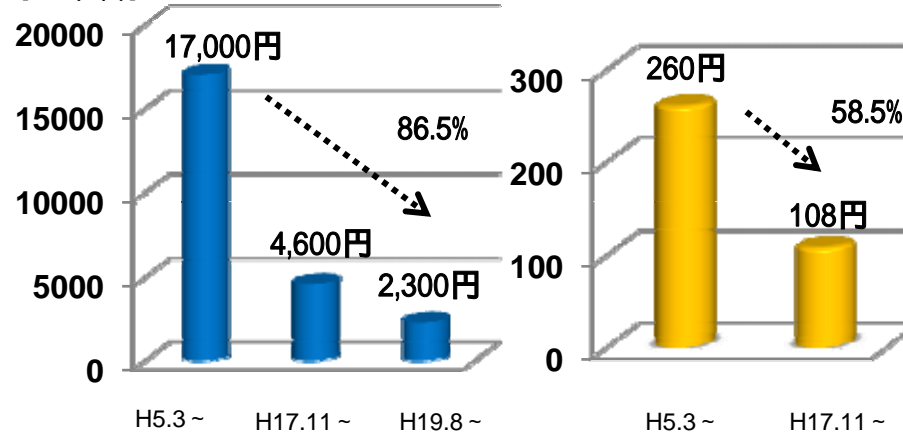
(平日昼間3分間)



携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】

【通話料】(平日昼間3分間、税抜き額)



H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む
 H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。

平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局課 電波利用料企画室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 政策等

〔政策名〕

政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施

〔政策の基本目標〕

電波の適正な利用を確保することを目的に、電波利用料収入を財源とした各種施策・事務事業の確実な実施を推進する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 23 年度

2 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
無線局数の推移	電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても、無線局数が増加しているか。	102,803,000 局	108,036,000 局	112,018,000 局
新たな無線システムの導入状況	電波利用が拡大する中、既存の無線局の安定的な利用を確保した上で、新たな無線システムが導入されているか。	8 件	9 件	8 件
重要無線通信妨害への対応状況	電気通信事業用等の国民生活に不可欠な重要無線通信に対して、不法無線局等による混信妨害が発生した場合には、これを迅速に排除するため措置を講じているか。	措置率 87% 〔申告数 684 件 措置数 598 件〕	措置率 97% 〔申告数 512 件 措置数 498 件〕	調査中
措置数は申告のうち当該年度中に措置した数				

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
不法・違法無線局への対応状況	電波利用環境の維持に向けて、免許を取得せずに開設、運用している不法無線局等に対して、必要な措置を講じているか。	告発・指導等 4,301件	告発・指導等 4,135件	調査中	
電波利用環境保護のための周知・啓発活動	不法無線局開設などの電波利用のルールに違反する行為の未然防止を図るため、どのような取り組みを実施しているのか。	<p>・毎年6月1日から10日までの間を「電波利用保護旬間」に設定し、日刊紙・業界紙・テレビ・ラジオ等の各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行った。</p> <p>・適法な（技術基準に適合した）無線機を取り扱うよう、ホームセンター・ディスカウントショップなどの販売店へ要請を行った。</p>			
無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況	電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しているか。	免許	29.2%	33.3%	42.5%
		再免許	8.3%	19.7%	27.7%
電波資源拡大のための研究開発の実施状況	極めて稠密（ちゆうみつ）に利用されている周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために実施しているか。	21件	30件	33件	
周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況	周波数の逼迫により生じる混信・輻輳（ふくそう）を解消又は軽減するため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的とした技術試験事務を実施しているか。	18件	19件	18件	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
無線システム 普及支援事業 実施状況	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保しているか。	98箇所	138箇所	161箇所

3 その他特記事項

特になし